

# 共立蒲原総合病院医学生修学資金貸与について

## 1 制度の概要

貸与対象者	<ul style="list-style-type: none"><li>・大学の医学課程に在学する方で、医師免許取得後に共立蒲原総合病院において医師の業務に従事することを志望する方。</li><li>・同種の奨学金等の貸与等を受けていないこと。</li><li>・地方公務員法第 16 条各号に該当しないこと。</li></ul>
申請期日	令和 3 年 5 月 17 日（月）～令和 3 年 7 月 16 日（金）
貸与の金額	月額 25 万円（無利息）
貸与の期間	在学している大学の正規の修学期間のうち、貸与が決定された月から卒業する月まで。（最大 6 年間）
選考方法	提出書類及び面接
連帯保証人	<p>保証人を 2 人たてることになっています。</p> <p>連帯保証人は、独立の生計を営む成年者としなければならない。ただし、管理者が適当であると認める場合は、同一の生計を営む者を連帯保証人とすることができる。</p> <p>修学生が未成年者である場合は、連帯保証人のうち 1 人は、当該修学生の法定代理人でなければならない。ただし、管理者が必要であると認める場合は、この限りでない。</p>
貸与決定の取消について	<p>下記の事項に該当する場合は、修学資金の貸与が取消しとなりますので、速やかにご連絡をお願いします。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・退学した場合</li><li>・心身の故障のため修学の見込みがなくなると認められる場合</li><li>・修学資金の貸与を受けることを辞退した場合</li><li>・死亡した場合</li><li>・修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなると認められる場合</li></ul>
返還免除	<p>医師免許取得後 10 年を経過するまでの間に、貸与を受けた期間に相当する期間を共立蒲原総合病院で医師の業務に従事した場合。（臨床研修期間は猶予期間として、返還免除の 10 年に加算されます。）</p> <p>※修学資金返還免除の年に発生する債務免除益（返還免除金）の非課税措置が適用されます。</p>

返還	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大学退学や大学の卒業後 13 か月以内に医師免許を取得しなかった場合。</li> <li>・ 医師免許取得後 10 年を経過するまでの間に、貸与を受けた期間に相当する期間を、共立蒲原総合病院で医師の業務に従事しなかった場合。</li> <li>・ 修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなると認められる場合。</li> </ul>
----	--

## 2 申請について

提出書類 担当までお問い合わせください。必要書類を郵送します。

貸与の決定 面接後に本人宛に共立蒲原総合病院医学生修学資金貸与決定(不決定) 通知書(様式第2号)を送付します。

貸与方法 修学資金は、毎月当該月分を月の末日までに貸与します。ただし、やむを得ない理由があるときは、翌々月の末日となります。

## 3 返還免除について

医師免許取得後 10 年を経過するまでの間に、貸与を受けた期間に相当する期間を共立蒲原総合病院で医師の業務に従事した場合。(臨床研修期間は猶予期間として、返還免除の 10 年に加算されます。)

### 6 年間貸与した場合の返還免除例 (他病院で臨床研修した場合)

1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目
臨床研修		勤務									
他医療機関		この間の6年間共立蒲原総合病院に医師の業務に従事する									

## 4 お問い合わせ

お問い合わせ、ご不明な点等ございましたら、下記までご連絡ください。

共立蒲原総合病院組合 総務課 総務担当 石川 亮治

〒421-3306 静岡県富士市中之郷 2500-1

電話 0545-81-2211 mail r\_ishikawa@kanbarahp.com